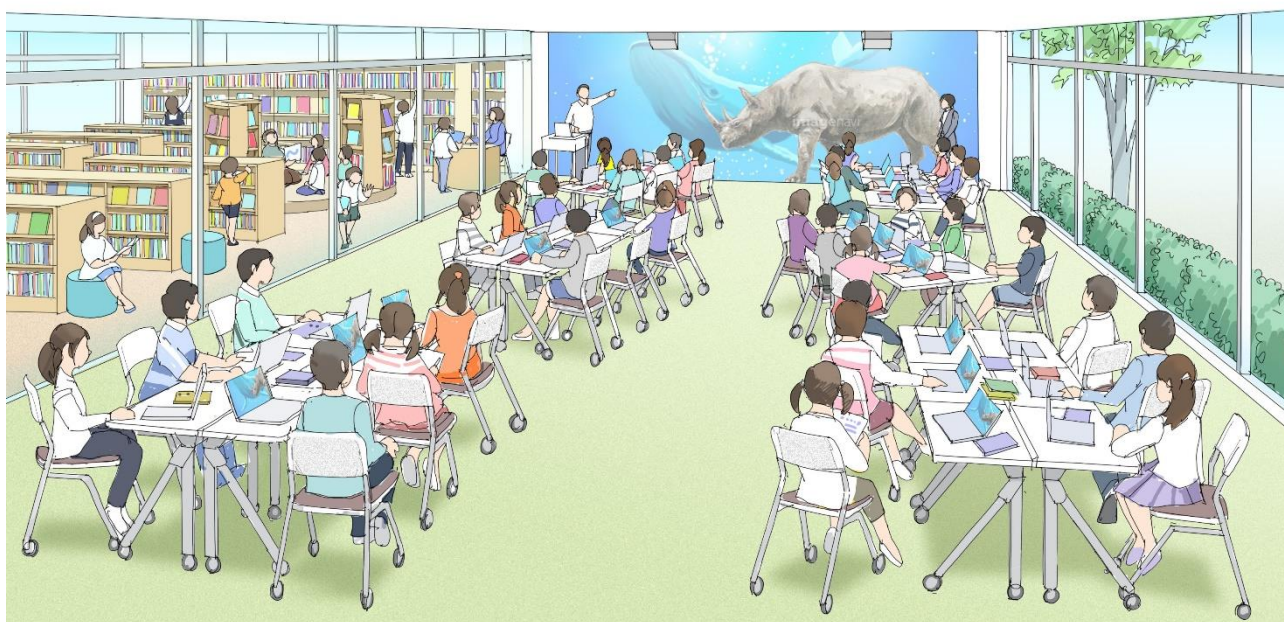


町田市新たな学校づくり推進計画

～夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てるために～



図書室に併設するラーニングルームのイメージ（17～18ページ参照）

2021年5月
町田市教育委員会

はじめに

町田市教育委員会（以下「教育委員会」）は、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、町田市の教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据えて、2020年5月11日に、まちだの新たな学校づくり審議会（以下「審議会」）を設置しました。

教育委員会は、設置した審議会に対して、主として適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するための「町田市立学校の新たな通学区域」と、学校統廃合時などにおいて建て替えを行う際の学校施設整備の基本理念及び基本方針等を表す「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」で構成する「（仮称）町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について諮問しました。

審議会では、「町田市立学校の新たな通学区域」を調査審議するにあたって、保護者や地域の意見をよく聴いて調査審議に反映するために、調査審議に先立って、あらかじめ新たな通学区域案を編成して調査・意見募集を行い、その結果をもとに具体的な通学区域の審議を行うという前例のない方法で調査審議が行われ、小学校を42校から26校、中学校を20校から15校とする案が取りまとめられました。

また、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」の調査審議では、ICTを活用した教育活動が進展する将来において、学校に通学して学ぶ意味を踏まえた新たな学校施設機能のあり方を中心に調査審議が行われ、協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力を育むことができる環境づくりを重視した内容が取りまとめられました。

諮問事項の調査審議は、2021年3月26日まで審議会13回、検討部会12回にわたって行われ、2021年4月16日に教育委員会へ答申されました。

教育委員会は、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる環境づくりを推進するために、審議会からの答申を踏まえて「町田市新たな学校づくり推進計画」を策定しました。

この計画を推進するためには、行政や学校だけではなく、保護者、地域が新たな学校づくりの必要性和目的を共有しながら取り組みを進めることが不可欠です。

学校関係者の皆様においては、本計画の主旨と内容についてご理解とご協力をお願いします。

2021年5月17日

町田市教育委員会

町田市新たな学校づくり推進計画
～夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てるために～

目次

第1章	町田市立学校を取り巻く環境変化について	
1	町田市立学校の児童・生徒数の推移と将来推計について	2
2	町田市立学校施設の老朽化について	3
3	子どもたちが社会から期待される資質・能力について	4
4	特別支援教育の環境整備について	5
5	ICTを活用した教育活動の推進について	6
6	学校を支えるチーム体制の推進について	7
7	愛着ある地域拠点となる学校づくりの推進について	8
第2章	町田市新たな学校づくり推進計画の概要	
1	計画の目的	10
2	計画の位置づけ	10
3	計画の構成	11
4	計画の期間	11
第3章	町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方	
1	義務教育の目的及び目標	14
2	町田市立学校施設整備の基本理念	15
	(1) 教育環境・生活環境づくりの基本理念	15
	(2) 放課後活動の拠点づくりの基本理念	15
	(3) 市民生活の拠点づくりの基本理念	15
3	町田市立学校施設整備の基本方針	15
	(1) 学校用地の条件に応じて充実した教育環境を実現することができる施設整備	15
	(2) 将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備	15
	(3) ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備	15
4	「町田市立学校 施設機能別整備方針」の策定について	16
	(コラム) 新たな学校施設整備では何を重視しているの？	
第4章	町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	
1	基本的な考え方の視点	20
2	適正規模の基本的な考え方	20
3	適正配置の基本的な考え方	21
第5章	町田市立学校の新たな通学区域	
1	町田市立学校の新たな通学区域とは	24
2	町田市立学校の新たな通学区域について(各地区)	26
3	新校舎使用開始目標年度(～2039年度)	31
第6章	まちだの新たな学校づくり実施方針	
1	(新たな通学区域別)「統合新設校 基本計画」の策定	34
2	(新たな通学区域別)「統合新設校 基本計画検討会」の設置	34
3	町田市新たな学校づくり推進計画の柔軟な運用	34
	(参考)	
	町田市立学校の新たな通学区域図(全域)	35

第 1 章 町田市立学校を取り巻く環境変化について

- 1 町田市立学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- 2 町田市立学校施設の老朽化について
- 3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- 4 特別支援教育の環境整備について
- 5 ICT を活用した教育活動の推進について
- 6 学校を支えるチーム体制の推進について
- 7 愛着ある地域拠点となる学校づくりの推進について

1 町田市立学校の児童・生徒数の推移と将来推計について

町田市は、高度経済成長期に大規模団地が建設されたことなどによって1960年代後半から児童・生徒数が大幅に増加し、小学生は1980年度の約3.7万人、中学生は1985年度の約1.8万人まで増加しました。

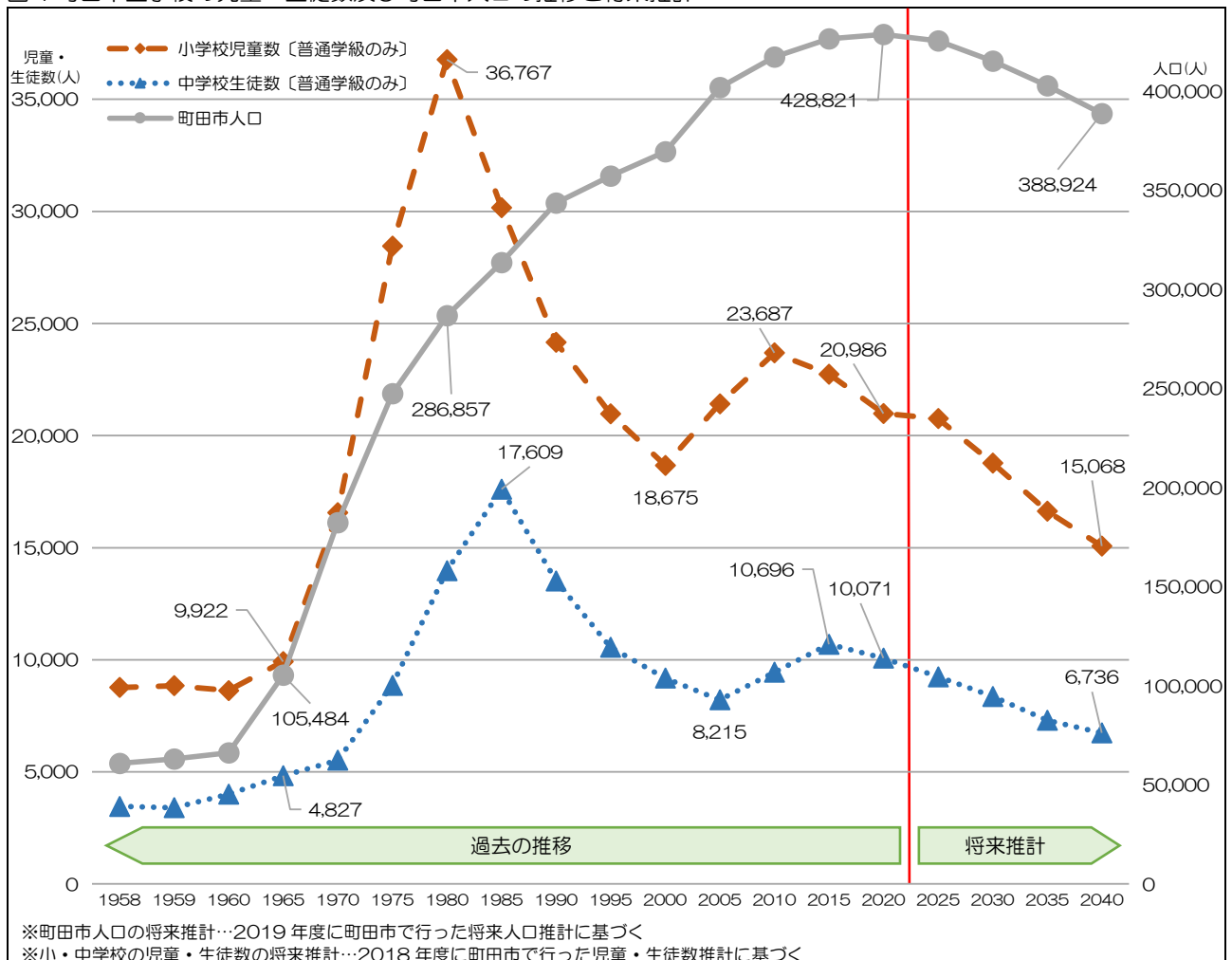
その後、大規模団地の子どもたちが小・中学校を卒業したことで1980年代から1990年代にかけて児童・生徒数が大幅に減少したことから、2001～2003年度に44校あった小学校を39校に統廃合し、2010年度には中学校1校を閉校しています。

その一方、大規模開発によって特定の地域の人口が大幅に増加したことで2000年代に児童・生徒数が再び増加に転じたことから、小学校を2005～2010年度の間に3校、中学校を2012年度に1校開校しました。

しかし、出生数の減少（少子化）の影響によって小学生は2010年度、中学生は2016年度をピークに減少に転じ、2020年度の児童・生徒数は、小学生が約2.1万人、中学生が約1万人まで減少しています。

今後の児童・生徒数推計では、2040年度には小学生が約1.5万人（2020年度比：△30%）、中学生が約7千人（2020年度比：△31.7%）となることが見込まれていることから、町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するために適正規模・適正配置を推進するとともに、児童・生徒数の変動に柔軟に対応することができる新たな学校づくりを推進する必要があります。

図1:町田市立学校の児童・生徒数及び町田市人口の推移と将来推計



2 町田市立学校施設の老朽化について

町田市では、高度経済成長期における児童・生徒数の大幅な増加に対応するために1970年代に建築した小・中学校施設の老朽化が大きな課題となっています。

文部科学省が2013年3月にまとめた「学校施設の老朽化対策について」によると、全国の公立小・中学校のうち、鉄筋コンクリート造（耐用年数60年）の学校施設を建て替えるまでの平均年数は約42年となっています。町田市立小・中学校は、2021年4月時点で築42年を超える校舎のある学校が62校のうち41校あります。

さらに、「町田市立学校個別施設計画 学校整備計画編」（以下「学校整備計画」）の計画期間（2021～2055年度）において、築60年が到来する学校が55校あり、すべて2044年度までの時期に集中します。学校統廃合を行わない場合には、2021～2055年度までに建て替えが必要な学校が42校、築40～50年を目安に実施する長寿命化改修※が必要な学校が17校あり、その費用として約3,075億5千万円が必要となります。

この建て替え等の費用を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校における安全を確保するとともに、町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の優先順位を検討し、計画的に更新していく必要があります。

※長寿命化改修

建物の骨格以外の内外装を撤去し、大規模な躯体改修や電気・ガス・水道設備の更新だけでなく、教室の配置換えや間取りの変更、新たな教育機能の導入など、将来の学習環境への適合などを見据えた機能向上を併せて行う改修。

図2:町田市立学校の建築・改築の経過（2004～2019年度）

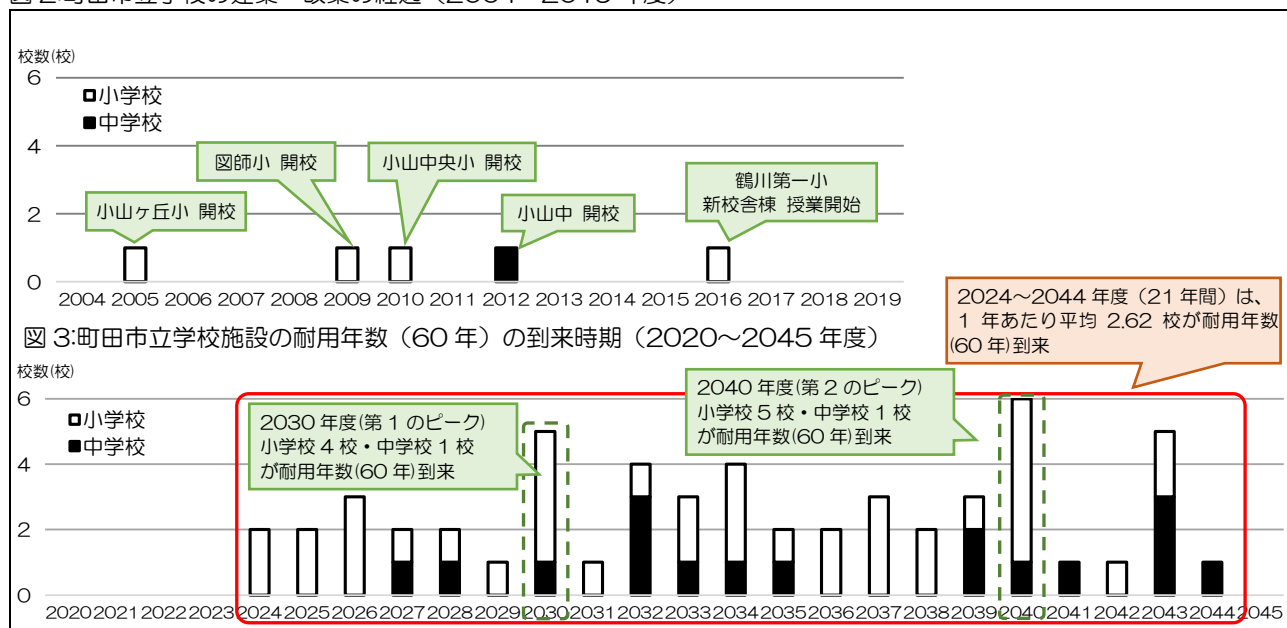
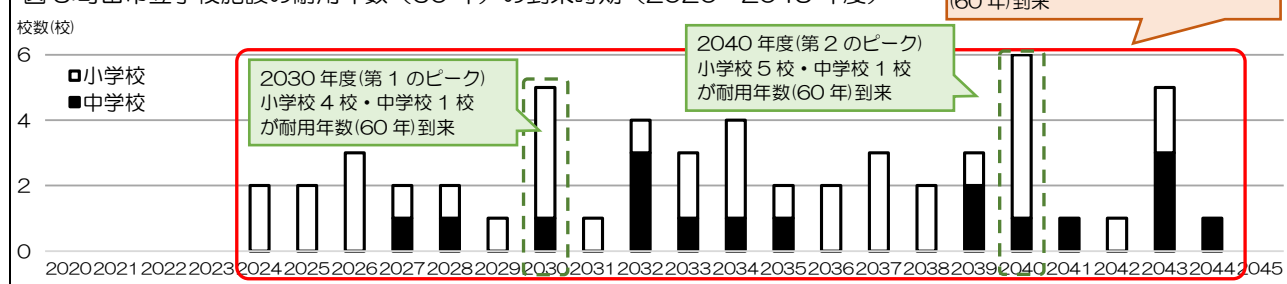


図3:町田市立学校施設の耐用年数（60年）の到来時期（2020～2045年度）



3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について

(1) 学習指導要領*の改訂

学習指導要領は、社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質や能力を踏まえて約10年に1度改訂が行われています。

2017年に改訂され、小学校は2020年度から全面実施、中学校は2021年度から全面実施された学習指導要領では、急速に変化するこれからの時代に求められる教育を実現するために、学校教育の理念を学校と社会が共有し、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかについて教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によってその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

その「社会に開かれた教育課程」を実現するために、各教科で子供たちに育む資質・能力を「①知識及び技能」「②思考力、判断力、表現力等」「③学びに向かう力、人間性」の3つに明確化し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を通じた授業改善を図りながら、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立に努めることが掲げられています。

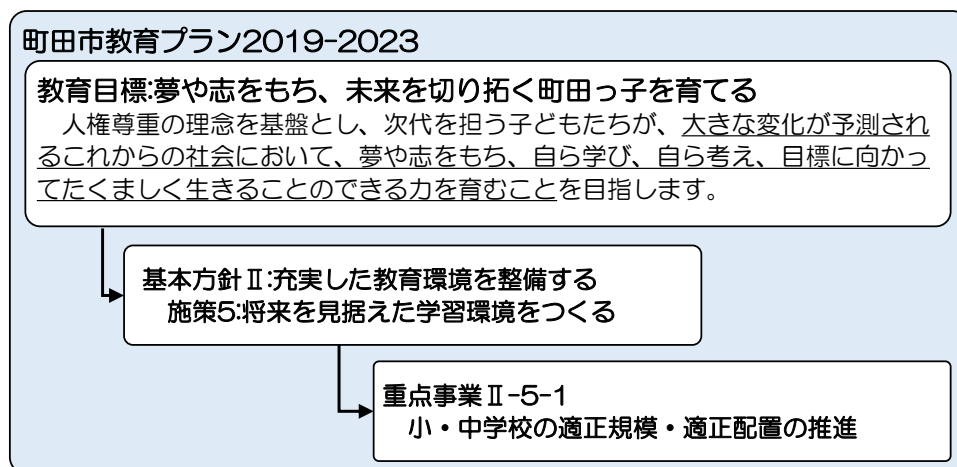
また、「情報活用能力」が言語能力と並んで学習の基盤となる資質・能力として位置づけられました。小学校においては「プログラミング的思考」の育成が明記され、中学校においては技術・家庭科においてプログラミングに関する内容が充実されました。そして、小学校では、第3・4学年に外国語活動、第5・6学年に外国語が教科として実施されることになりました。

今後も学習指導要領の改訂は行われていきますが、将来の教育内容及び方法等の変化を予測することは困難です。その中で町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも柔軟に対応することができる新たな学校づくりを進める必要があります。

(2) 町田市の教育目標 ～「町田市教育プラン2019-2023」から～

町田市では、将来の予測が困難で変化の激しい社会の到来などの将来の環境変化を見据えて、「町田市教育プラン2019-2023」において新たな教育目標を定めています。

この新たな教育目標を実現するための取り組みの一つとして、「小・中学校の適正規模・適正配置の推進」を掲げており、将来を見据えた学習環境をつくるために適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを進める必要があります。



* 学習指導要領とは…全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けることができるようにするために文部科学省が定めている、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準で、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。

4 特別支援教育の環境整備について

2007年4月に、国は改正学校教育法を施行し、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を行うことが規定されました。

東京都では、2010年11月に、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を策定し、発達障がいの児童・生徒に対する支援体制の整備方針を明らかにしました。

町田市では、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育環境の整備を図るため、2015年5月に町田市特別支援教育推進計画を策定し、2019年度において、特別支援学級の固定学級を、小学校で42校中25校、中学校で20校中11校に設置しています。(表1、表2参照)

また、2020年3月に第2期町田市特別支援教育推進計画を策定し、特別支援学級の固定学級を2022年度には小・中学校延べ39校に設置し、特別支援教室(サポートルーム)を2021年度には中学校全校に設置します。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、2019年度において、小学校では488人、中学校では217人であり、1998年と比較し、小学校では約3倍、中学校では約4倍と増加傾向にあります。(図4参照)

しかし、新築または改築校を除いた町田市立学校における特別支援教育の施設環境は、設計時点において特別支援教育を想定していないことから余裕教室等を活用する機会が多く、教室数や教室の広さ、教室の配置等に十分な配慮をすることができていません。

町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、適正規模・適正配置を契機として、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育環境をさらに充実させることができる新たな学校づくりを推進する必要があります。

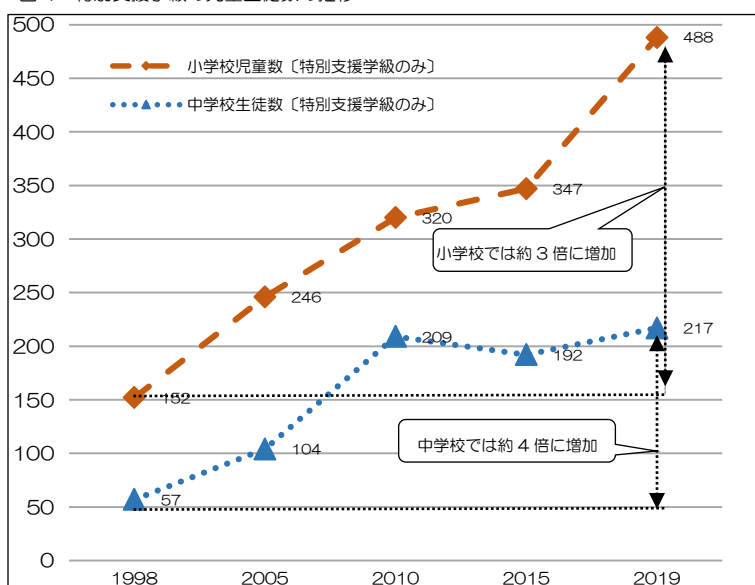
表1：固定学級・通級指導学級の設置校数(小学校)

小学校 (42校)		学校数	学級数
知的障がい	固定	20	60
肢体不自由	固定	1	1
情緒障がい	固定	4	9
固定制 合計		25	70
弱視	通級	1	1
難聴	通級	2	2
言語	通級	2	4
サポートルーム※3	通級	11	
通級制 合計		16	7

表2：固定学級・通級指導学級の設置校数(中学校)

中学校 (20校)		学校数	学級数
知的障がい	固定	10	31
肢体不自由	固定	1	1
固定制 合計		11	32
難聴	通級	1	1
情緒	通級	4	21
通級制 合計		5	22

図4：特別支援学級の児童生徒数の推移



※学校基本調査の人数に基づく

※1 障がい等のため、通常の学級に在籍することが困難な児童・生徒が在籍する学級。児童・生徒の実態に応じた特別な教育課程

※2 通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童・生徒に対して、当該児童・生徒の障がいに応じた特別な指導を在籍学級とは異なる場所で行う教育課程

※3 町田市における特別支援教室(情緒障がい等通級指導学級)

5 ICT を活用した教育活動の推進について

小学校は2020年度から全面実施、中学校は2021年度から全面実施される学習指導要領において「情報活用能力」が言語能力と並んで学習の基盤となる資質・能力として位置づけられました。

これを受けて町田市では、ICTを効果的に授業で活用することで、思考力・判断力・表現力等を育成して学力向上を図るために、2019年度までに町田市立小・中学校に1校あたり40台の学習者用タブレット端末、2020年度までに町田市立小・中学校の普通教室に大型提示装置の整備を進めてきました。

その一方、2018年にOECDが実施した「国際学習到達度調査」の結果が2019年度に公表され、日本の高校1年生の読解力が前回の8位から15位に大幅に後退したことが報告されました。

その理由が、調査方法が手書きからコンピューター使用型調査に変更され、キーボードやマウスを操作しながら自由記述に回答したり、画面に表示される情報を読み取って回答する調査方法に変更されたことが要因の一つであるという分析がなされるとともに、教室で行われる1週間の授業でデジタル機器を利用すると回答した高校1年生の割合が、国際学習到達度調査と同時に行われたアンケート調査で31カ国の中で最下位だったことが公表されました。

このことを契機として、国は2019年度に、2023年度までに義務教育を受ける児童・生徒に対して、1人1台の学習者用PCと、その環境を支える高速ネットワーク環境を整備する「GIGAスクール構想」を策定しました。

町田市では、国が示した「GIGAスクール構想」の枠組みを活用して、2020年度末までに町田市立小・中学校の児童・生徒1人1台の学習者用タブレット端末を整備しました。

このようなICTを活用した教育活動は今後加速することが予想されますが、その長期的な将来の変化を予測することは困難です。その中で町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、ICTを活用した教育活動がさらに推進される未来を見据えた新たな学校づくりを進める必要があります。

(参考) GIGAスクール構想に基づく学びの変容イメージ (文部科学省資料から)

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

GIGAスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを回り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの教育実践の蓄積 × ICT = **学習活動の一層充実**
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

	「1人1台端末」ではない環境	学びの深化	「1人1台端末」の環境
一斉学習	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味関心意欲を高めることはできる 	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる → 子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に
個別学習	<ul style="list-style-type: none"> ・全員が同時に同じ内容を学習する(一人一人の理解度等に応じた学びは困難) 	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・各人が同時に別々の内容を学習できる ・各人の学習履歴が自動的に記録される → 一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能に
協働学習	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい(積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は「お客さん」に) 	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる ・各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる → 全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる

「1人1台端末」の活用によって充実する学習の例

- ☑ 調べ学習 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ 表現・制作 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ 遠隔教育 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ 情報モラル教育 実際に真実様々な情報を活用する各場面(収集・発信など)における学習

3

6 学校を支えるチーム体制の推進について

児童・生徒を取り巻く状況や保護者・社会からの要望が多様化・複雑化する中で、経験年数の少ない教員も増加していることから、教員の多忙化が社会問題となっています。

町田市が2018年1月に独自に実施した教員勤務実態調査では、時間外在校等時間数が1カ月あたり80時間を超える教員が全体の約1/4（23%）を占めることが明らかとなりました。

また、2000年代初頭は、小学校は経験年数21年目から34年目程度、中学校は16年目から30年目程度のベテランの教員が多数を占めていましたが、現在は、小学校は経験年数15年目以下、中学校は経験年数11年目以下が多数を占めています。

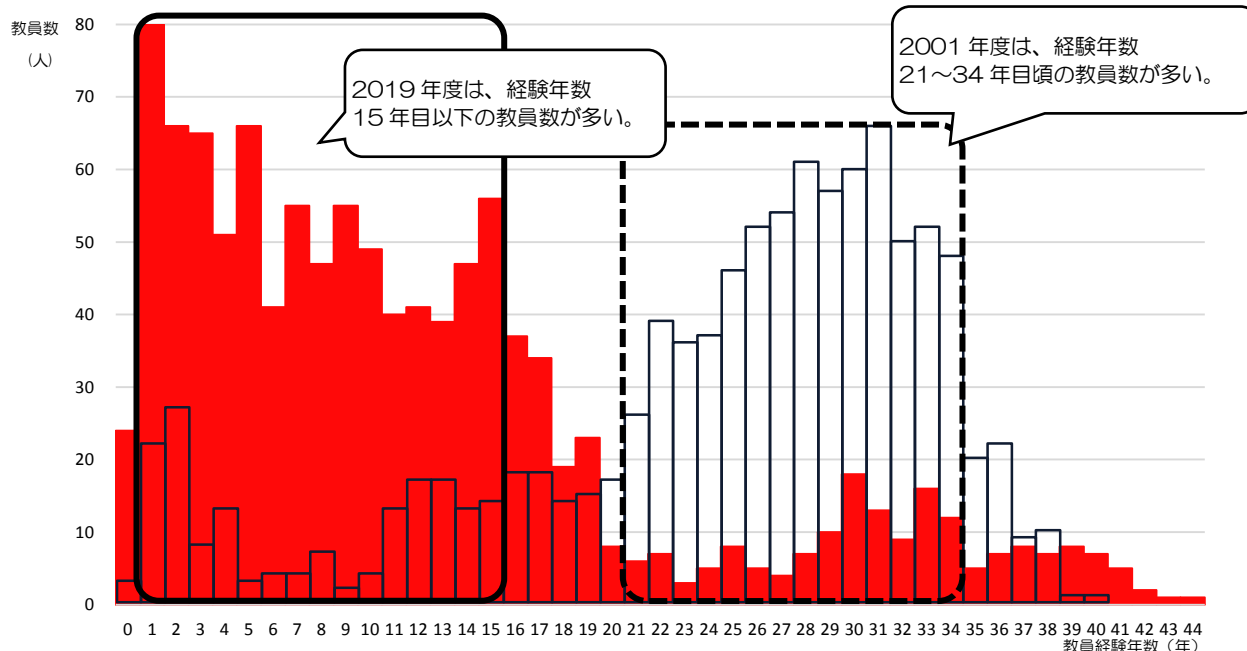
これらの課題に対して、教員が担う業務の縮減・適正化を図ることで授業準備や教材研究等に注力できる体制整備するとともに、教員のライフ・ワーク・バランスを確立して教育の質を向上させることを目的として、2019年2月に「町田市立小・中学校における働き方改革プラン」（以下「働き方改革プラン」）を策定しました。

働き方改革プランの基本方針の1つである「学校を支えるチーム体制の構築」では、経営支援部の設置や、教員を支援する人材や専門性を有する人材（以下「支援人材」）を配置して学校を支えるチーム体制を構築することによって、教員の業務量の削減や負担感の軽減を目指しています。

しかし、町田市立学校の施設環境は、設計時点において教員以外の人材とチーム体制を構築して学校経営を行うことを想定していないことから、特に支援人材の執務環境に十分な配慮をすることができていません。

町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、学校を支えるチーム体制をさらに推進することができるような新たな学校づくりを推進する必要があります。

図5:町田市立小学校教員 経験年数別教員数の分布比較（2001年度→2019年度）



※経験年数別教員数：3月31日時点における町田市教育委員会資料に基づく人数（0年目は各年度4月2日以降の採用者数）

表3：町田市立学校に配置・巡回している主な学校を支える人材（以下の例示以外にも支援人材あり）

区分	業務内容
副校長補佐	副校長を補佐し、調査・報告、サービス管理、施設管理などを行う人材
スクール・サポート・スタッフ	学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助などを行う人材
ボランティア・コーディネーター	学校支援ボランティア人材の手配及び調整、外部団体との連絡調整などを行う人材
特別支援教育支援員	学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童を支援する人材
部活動指導員	教員の負担軽減や部活動の質の向上を図るため、教員に代わって部活動を指導する人材
スクール・カウンセラー	学校における児童・生徒の心のケアや支援を行う人材
スクール・ソーシャルワーカー	いじめ、不登校等の課題に対して、子どもとその環境に働きかけて課題解決を図る人材

7 愛着ある地域拠点となる学校づくりの推進について

町田市立学校では、教育活動の支援や地域と保護者、教職員との連絡調整を行う「学校支援地域理事」や「学校支援ボランティア」による学校支援活動に代表されるように、教育活動における地域との連携・協力が不可欠なものとなっています。

また町田市立学校は、放課後子ども教室「まちとも」の実施や学童保育クラブの学校敷地内への整備によって、子ども達の放課後の居場所としての役割を果たしています。

加えて、町田市立学校は町田市地域防災計画に基づく避難施設に位置づけられ、市民の防災拠点であるとともに、学校施設の開放などによって町田市立学校が地域活動やスポーツ活動にも活用されており、市民生活の拠点としての役割も果たしています。

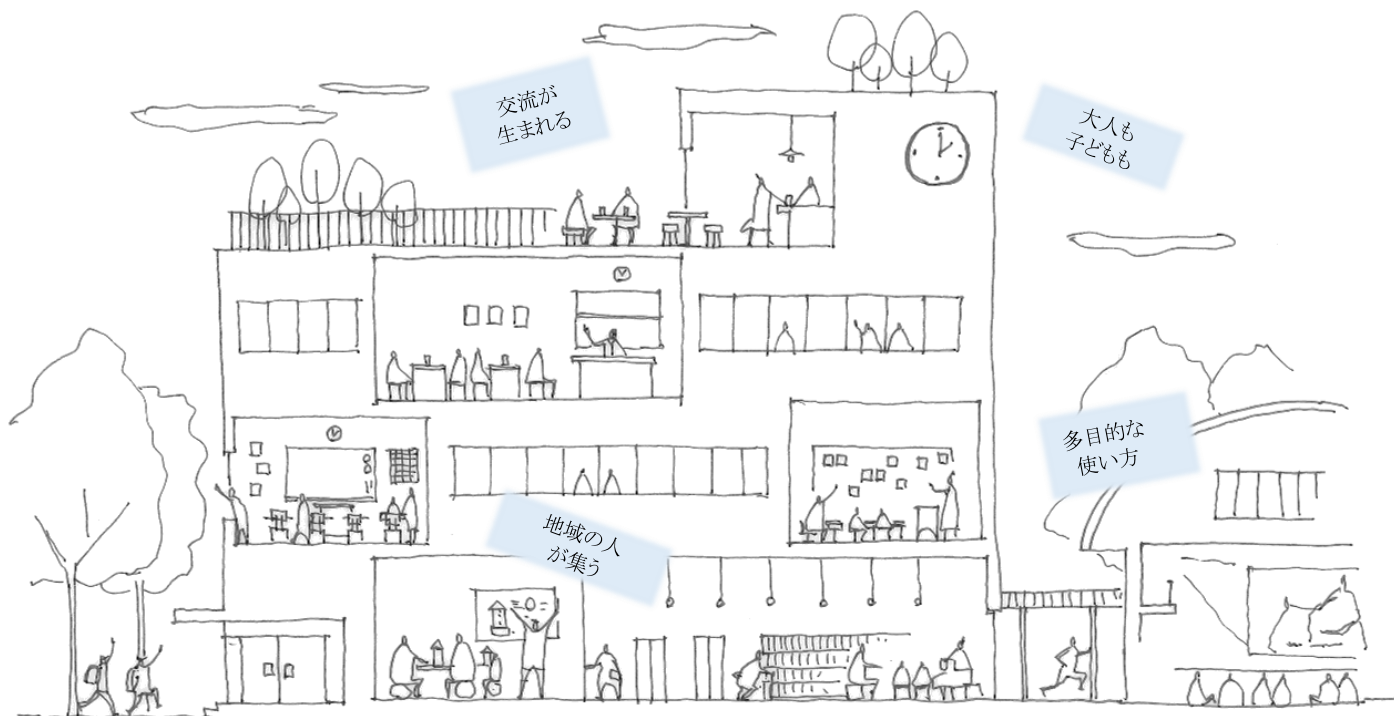
そして、町田市では2021年度から、学校と地域の連携をさらに強化するために、学校支援地域理事を設置しているスクールボード校（全校）にコミュニティ・スクールを導入しました。

また、同じく2021年度には、放課後子ども教室「まちとも」が町田市立小学校全校で実施されるとともに、学童保育クラブに小学校4年生から6年生の児童も入会できるようになり、町田市立小学校の放課後活動の役割がさらに強化されました。

そして、2018年6月に策定した「町田市公共施設再編計画」では、町田市立学校に対して、さらに地域に開放して異なる機能を持たせる多機能化や、他の公共施設との複合化によって、多様な人々が交流し活動する場を創出し、愛着ある地域拠点施設となることが期待されています。

町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するだけでなく、多様な人々が学校につどい、教育活動への支援や放課後活動、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような新たな学校づくりを推進する必要があります。

図6: 町田市公共施設再編計画における町田市立学校のイメージ



第2章 町田市新たな学校づくり推進計画の概要

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の構成
- 4 計画の期間

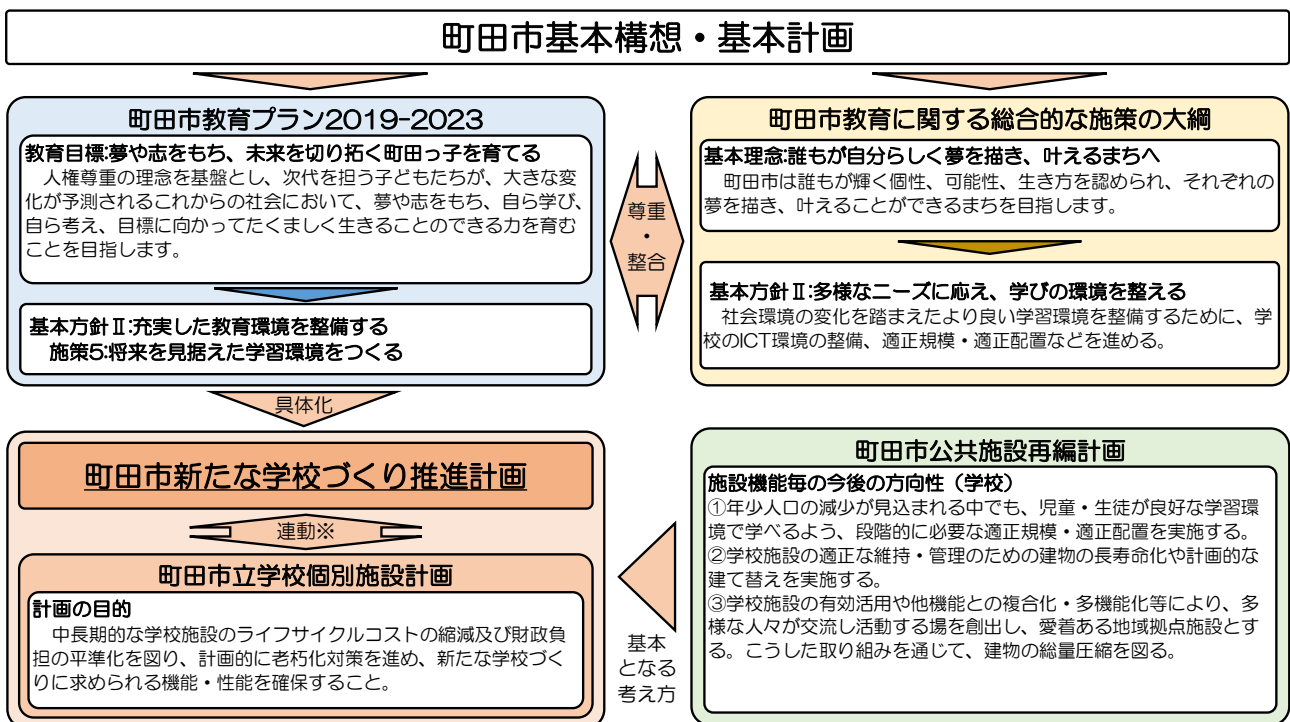
1 計画の目的

適正規模・適正配置の推進を契機として、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正に対応しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる環境づくりを推進することを目的とします。

2 計画の位置づけ

- (1) 「町田市新たな学校づくり推進計画」(以下「推進計画」)は、「町田市教育プラン2019-2023」に定める教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」ために必要な教育環境・生活環境の整備を基本的視点に据え、「基本方針Ⅱ 充実した教育環境を整備する」に掲げている「施策5 将来を見据えた学習環境をつくる」を具体化するための実行計画と位置づけます。
- (2) 推進計画は、「町田市公共施設再編計画」に掲げている「施設機能毎の今後の方向性」を基本となる考え方として策定します。
- (3) 推進計画は、中長期的な学校施設のライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図り、計画的に老朽化対策を進め、新たな学校づくりに求められる機能・性能を確保するために策定する「町田市立学校個別施設計画」(以下「個別施設計画」)と連動して実行するものとしてします。

■町田市新たな学校づくり推進計画と他の計画との関係



※推進計画及び個別施設計画において実現を目指す新たな学校施設整備のあり方は、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」において共通事項を定め、町田市立学校の施設機能別に室数、面積、配置等の標準を定める「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定して具体化することで、2つの計画を連動させて充実した教育環境を整備します。

3 計画の構成

町田市新たな学校づくり推進計画は、主に以下の3つの要素で構成しています。

(1) 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方

学校統廃合等を契機とした学校施設の建て替え等を行う町田市立学校において、今後の町田市立学校における教育環境・生活環境づくりや放課後活動、市民生活の拠点としてのあり方を見据えた新たな学校づくりの基盤となる学校施設を整備するうえでの新たな学校施設整備の理念及び方針を定めたもの。

(2) 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

適正規模となる「1学年あたりの望ましい学級数」及び適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるうえでの基本的な考え方を定めたもの。

(3) 町田市立学校の新たな通学区域

適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するために、2040年度に実現することを目指す「新たな通学区域」「学校候補地」及び学校統廃合等を行って新たな学校施設で教育活動を開始する「新校舎使用開始目標年度」を定めたもの。

4 計画の期間

2021年度～2039年度（19年間）

※「新たな通学区域」は、2040年度に実現することを目指していることから、2039年度までを計画期間としています。

第3章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方

- 1 義務教育の目的及び目標
- 2 町田市立学校施設整備の基本理念
- 3 町田市立学校施設整備の基本方針
- 4 「町田市立学校 施設機能別整備方針」の策定について

「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」とは、学校統廃合等を契機とした学校施設の建て替え等を行う町田市立学校において、今後の町田市立学校における教育環境・生活環境づくりや放課後活動、市民生活の拠点としてのあり方を見据えた新たな学校づくりの基盤となる学校施設を整備するうえでの新たな学校施設整備のあり方（基本理念）と、そのあり方を実現するうえで重視する事項（基本方針）をまとめたものです。

この基本的な考え方は「町田市立学校個別施設計画」との共通事項として位置づけます。

1 義務教育の目的及び目標

「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」を定めるうえで、これからの学校が期待される役割について「社会環境の変化に対応した学校の役割」だけではなく、「社会環境が変化しても変わらない学校の役割」、特に学校に通学して学ぶ意味（学校の存在意義）を踏まえる必要があることから、義務教育の目的や目標を定めた法令を掲載します。

教育基本法（抜粋）

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

学校教育法（抜粋）

（義務教育の目標）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 5 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 6 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 7 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 9 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

（児童の体験活動の充実）

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

2 町田市立学校施設整備の基本理念

「町田市立学校施設整備の基本理念」は、町田市立学校における「教育環境・生活環境づくり」「放課後活動の拠点づくり」「市民生活の拠点づくり」を進めるうえで、どのような学校施設を整備する必要があるのか、そのあり方を基本理念として表しています。

(1) 教育環境・生活環境づくりの基本理念

学校は、社会において思考力・判断力・表現力や、社会性・人間関係を形成する力を育む場の中で児童・生徒にとって最も重要な場であることから、安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

また、多様な学習形態に対応することができる環境や、主体的に体を動かしたくなる環境を整備します。

(2) 放課後活動の拠点づくりの基本理念

放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をすることができる環境を整備します。

(3) 市民生活の拠点づくりの基本理念

地域と学校が連携・協働するためのスペースの確保や、学校施設のさらなる地域開放、他の公共施設等との複合化によって、多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動などを通じた連携・協働や、スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

そして、新たな学校づくりにおいて学校施設機能を集約して整備する場合（例：学校給食の給食センター）においても、愛着ある地域拠点施設とするための多機能化や複合化を検討します。

また、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します。

3 町田市立学校施設整備の基本方針

「町田市立学校施設整備の基本方針」は、学校施設整備の基本理念の実現に向けて、何を重視して学校施設を整備するのか、その基本方針を表しています。

(1) 学校用地の条件に応じて充実した教育環境を実現することができる施設整備

学校用地の面積や法的要件、周辺環境の状況など、学校用地の条件に応じて教育環境を充実することができる施設整備を行います。

(2) 将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備

学校に通学して学ぶ意味を踏まえたうえで、町田市立学校における将来の児童・生徒の教育環境及び生活環境の変化や、放課後活動や市民生活の拠点としての役割の変化など、将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備を行います。

(3) ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備

学校施設の整備費だけでなく、整備後の管理費・修繕費、そして将来の改築等の費用も含めたライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備を行います。

4 「町田市立学校 施設機能別整備方針」の策定について

学校施設整備の基本理念及び学校施設整備の基本方針に表した内容について、学校施設の建て替え等を行う際に具体化するために、町田市立学校の施設機能別に室数、面積、配置等の学校施設整備を進めるうえでの標準となる「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定しました。

この整備方針は、学校施設整備時の設計において参照するとともに、社会環境の変化に対応した改訂を行うことを想定していることから、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」から独立して整備しました。

(参考)「町田市立学校 施設機能別整備方針」の構成

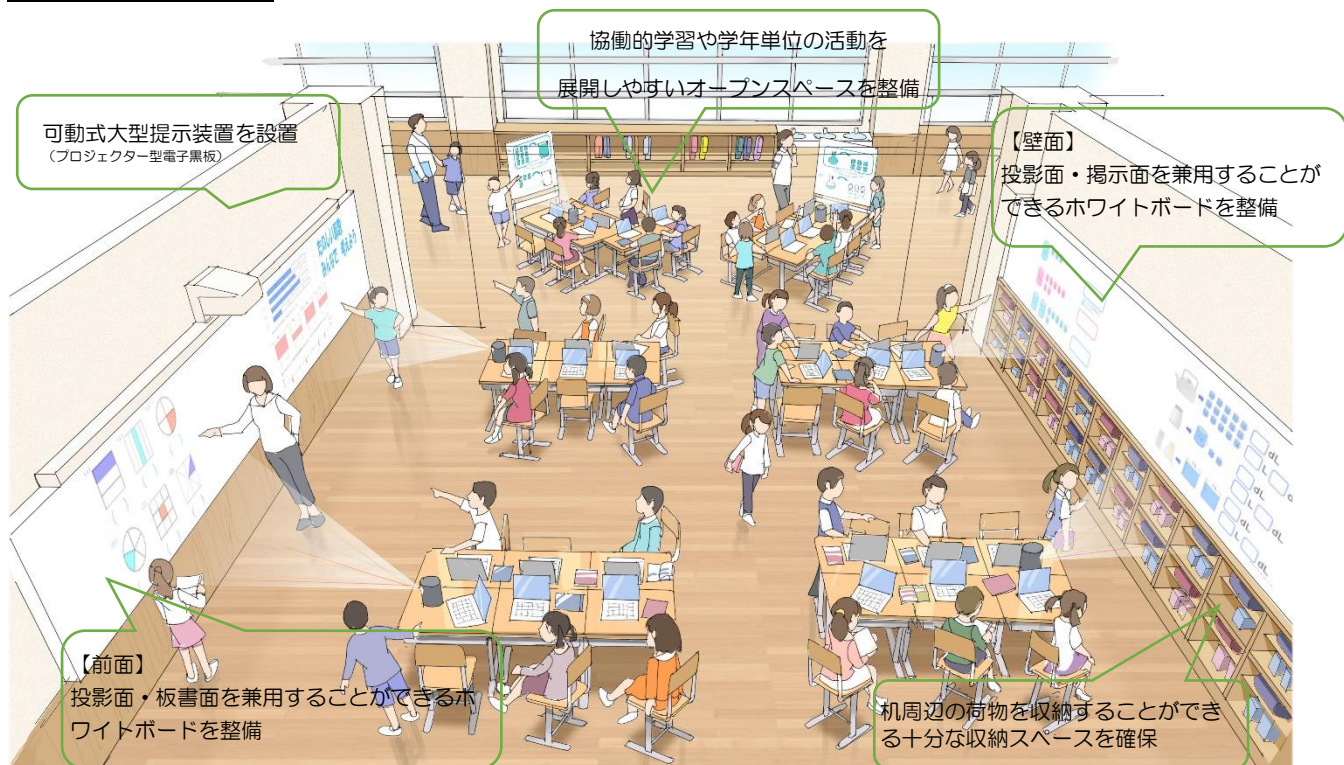
第1章 学校施設整備の基本理念	6 体育施設 (1) 屋内体育施設
第2章 学校施設整備の基本方針	(2) 屋外体育施設
第3章 町田市立学校 施設機能別整備方針	(3) プール
Ⅰ 学校施設整備の検討条件	7 給食施設
1 学級編制基準について	8 空調設備・換気計画
2 学級数及び児童・生徒数について	9 駐車場・駐輪場
Ⅱ 小学校	10 防犯・安全対策
1 施設構成の基本的な考え方	11 バリアフリー・ユニバーサルデザイン
2 施設機能別整備方針	12 防災拠点としての施設整備
(1) 普通教室等	13 放課後活動
(2) 多目的スペース	14 地域開放・複合化への対応
(3) 特別教室	15 木質化
Ⅲ 中学校	16 環境配慮
1 施設構成の基本的な考え方	V 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応
2 施設機能別整備方針	1 容積率超過への対応
(1) 普通教室等	2 屋外運動場面積不足への対応
(2) 多目的スペース	VI 諸室構成及び規模の標準
(3) 特別教室	1 小学校
(4) その他(進路指導室)	(1) 24学級(オープンスペース有り)
Ⅳ 小・中学校の共通事項	(2) 24学級(オープンスペース無し)
1 特別支援教育	(3) 18学級(オープンスペース有り)
(1) 特別支援学級	(4) 18学級(オープンスペース無し)
(2) 特別支援教室	2 中学校
2 ICT環境	(1) 18学級
3 管理諸室	(2) 12学級
(1) 施設構成の基本的な考え方	参考資料
(2) 職員室	
(3) 校長室	
(4) 事務室	
(5) 保健室	
(6) 用務員室	
(7) 倉庫・教材室	
(8) 教育相談室	
(9) 会議室	
(10) 職員用更衣室	
(11) 給湯室	
4 その他諸室	
(1) 放送室	
(2) 児童・生徒用更衣室	
(3) 児童・生徒会室	
(4) 保護者活動室(PTA室)	
(5) コミュニティルーム	
(6) 学校管理員室	
5 共有スペース	
(1) 昇降口	
(2) 廊下	
(3) 階段	
(4) 児童・生徒用トイレ	
(5) 手洗い場	
(6) 学校ギャラリー	
(7) コミュニケーションスペース	

(コラム) 新たな学校施設整備では何を重視しているの？

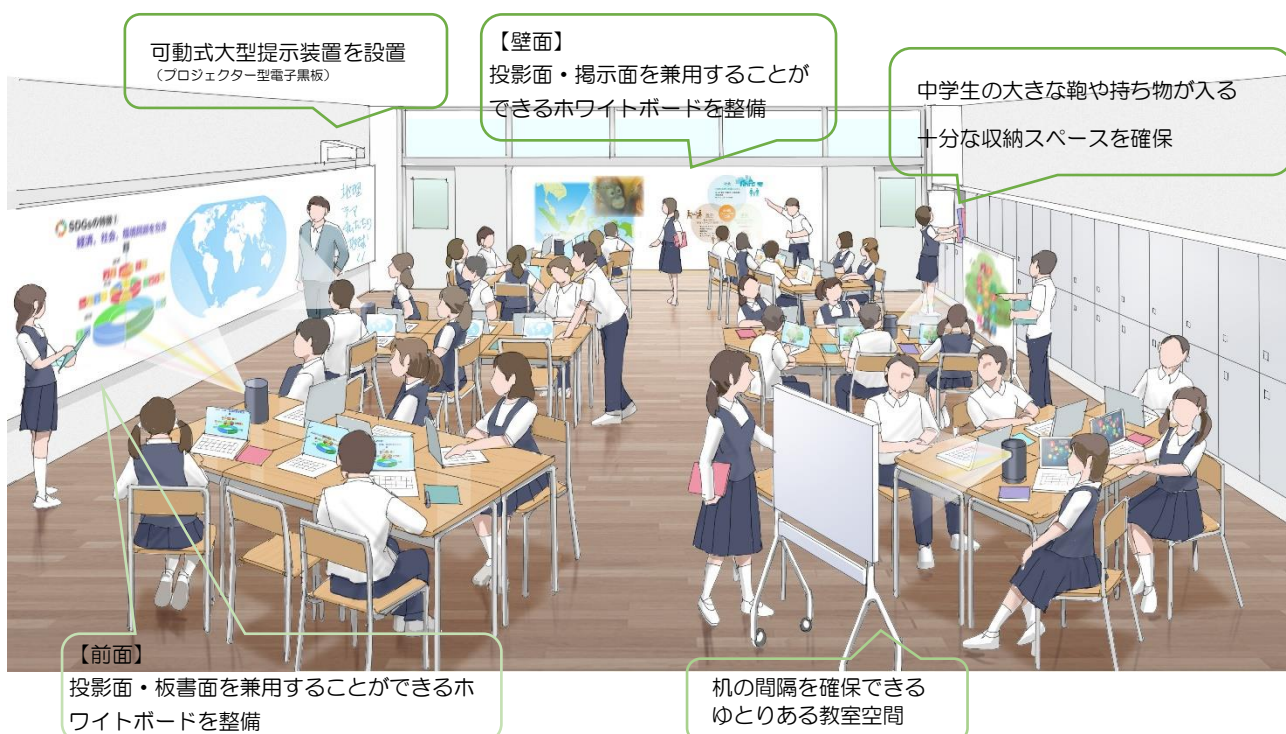
第3章でご紹介した「町田市立学校 施設機能別整備方針」(以下「整備方針」)では、学校に通学して学ぶ意味を踏まえて、協働的な学習が展開しやすくなるような機能拡充を行う方針をまとめています。

その機能拡充の内容をわかりやすくご紹介するために、普通教室及び図書室を機能拡充して整備する「ラーニングセンター」の整備イメージについて、イラストを交えてご紹介します。

普通教室 (小学校) 普通教室の面積 (オープンスペースあり) : $64\text{ m}^2 \rightarrow 110.5\text{ m}^2$ (約 1.7 倍)



普通教室 (中学校) 普通教室の面積 : $64\text{ m}^2 \rightarrow 80\text{ m}^2$ (約 1.2 倍)

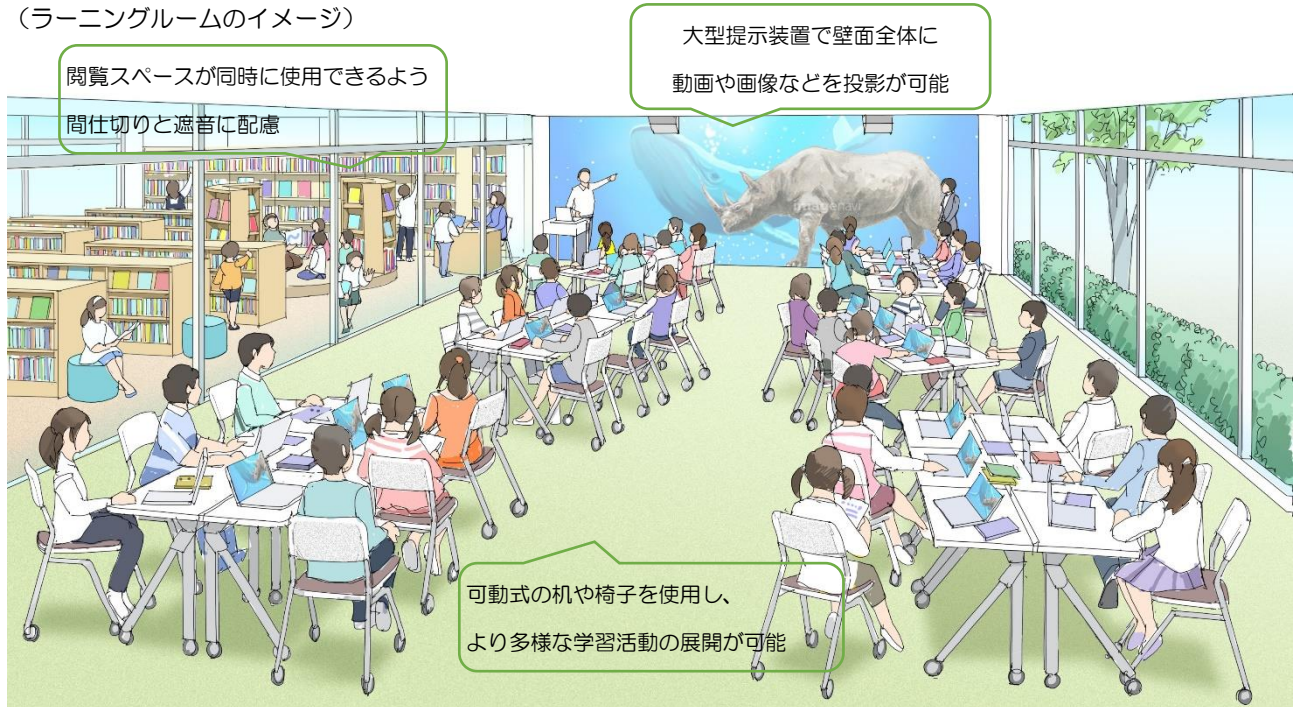


図書室の機能充実（ラーニングセンターの整備）

図書室について、従来の図書の閲覧スペースに加えて、図書や多様なメディアを活用しながら協働的な学習を展開することができる「ラーニングルーム」を備えた「ラーニングセンター」として整備。

ラーニングセンターは、教育活動の拠点であることを基本としつつ、放課後活動または地域開放等で活用することを想定した位置に配置。

(ラーニングルームのイメージ)



(参考) 学校に通学して学ぶ意味とは…

将来の教育活動では、リモート授業や AI 等を活用して児童・生徒に個別最適化した学習内容を示すソフトウェアの普及によって、「知識の習得」は ICT を活用した教育活動が優位になっていくことが想定されます。

しかし、教育の目的が「人格の完成」であることを考えたときに、町田市では、多様な価値観を持つ児童・生徒が学校に通学することで、協働的な学習はもとより、学校生活そのものを通じて集団で話し合ったり励まし合いながら、ともに学び、ともに生活する中で、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力といった資質・能力を育むことが、学校に通学して学ぶ意味だと考えています。

第4章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

- 1 基本的な考え方の視点
- 2 適正規模の基本的な考え方
- 3 適正配置の基本的な考え方

1 基本的な考え方の視点

教育委員会では、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、以下の視点に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

「町田の未来の子どもたち」の視点

適正規模・適正配置は、現在だけではなく、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化が進行する10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために推進するものとします。

また、学校統廃合の議論についても学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

2 適正規模の基本的な考え方

町田市立学校における適正規模の定義を「1学年あたりの望ましい学級数」とし、適正規模の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 小学校

1学年あたり3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）

(2) 中学校

1学年あたり4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

ただし、学校統廃合を含めた通学区域の見直しによって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数の上限以上の学校が生じることが見込まれる場合には、答申を踏まえて大規模校のデメリットへの対策を適切に講じるものとします。

また、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることのできるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとします。

3 適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

このことを踏まえて、適正配置の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 通学時間及び通学距離について

- ①通学時間の許容範囲…おおむね 30 分程度を目安
- ②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね 2 km 程度を目安
- ※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が 2 km を超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね 30 分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施するものとします。

また、特別支援学級に通学する児童・生徒についても、地域それぞれの実情やニーズを踏まえた通学の負担軽減策を検討・実施するものとします。

(2) 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指すものとします。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化するものとします。

(3) 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮するものとします。

(4) 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校 9 年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を可能な限り図るものとします。

(5) 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定するものとします。

第5章 町田市立学校の新たな通学区域

- 1 町田市立学校の新たな通学区域とは
- 2 町田市立学校の新たな通学区域について（各地区）
- 3 新校舎使用開始目標年度（～2039年度）

1 町田市立学校の新たな通学区域とは

町田市立学校の新たな通学区域とは、第1章に掲げる環境変化に対応しながら適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するために、2040年度に実現することを目指す「新たな通学区域」「学校候補地」及び学校統廃合等を行って新たな学校施設で教育活動を開始する「新校舎使用開始目標年度」を定めるものです。

(1) 新たな通学区域一覧表

通学区域(中学校区)		通学区域(小学校区)		通学区域となる町区域
堺地区	1 ・堺 ・武蔵岡	1 ・相原 ・大戸		相原町
		2 小山ヶ丘		小山ヶ丘6丁目、小山ヶ丘4～5丁目の一部、小山町の一部
	2 小山	3 小山		小山町の一部
		4 小山中央		小山ヶ丘1～3丁目、小山ヶ丘4～5丁目の一部、小山町の一部
忠生地区	3 ・忠生 ・小山田	5 ・忠生 ・山崎※1 ・図師		図師町、忠生1～4丁目、根岸1～2丁目、根岸町、矢部町
		6 ・小山田 ・小山田南		小山田桜台1～2丁目、上小山田町、下小山田町、常盤町
	4 木曾	7 ・忠生第三 ・木曾境川		木曾西1～5丁目、木曾東1～4丁目、木曾町
		鶴川地区	8 ・鶴川第一 ・大蔵	
6 ・鶴川第二 ・真光寺	9 ・鶴川第二 ・鶴川第三※2			鶴川1丁目、能ヶ谷1～7丁目、広袴町
	10 ・鶴川第三※2 ・鶴川第四			真光寺1～3丁目、真光寺町、鶴川2～6丁目、広袴1～4丁目
	11 三輪			三輪町、三輪緑山1～4丁目
町田地区	7 ・薬師 ・金井	12 ・藤の台 ・金井		金井1～8丁目、金井町、金井ヶ丘1～5丁目、野津田町の一部 薬師台1～3丁目
		8 町田第一	13 町田第一	原町田5～6丁目、中町1～4丁目
	9 町田第二	14 町田第四		旭町1～3丁目、森野1～6丁目
		15 町田第二		原町田1～4丁目
16 ・町田第六 ・南大谷 ・高ヶ坂			高ヶ坂1～7丁目、東玉川学園3～4丁目、南大谷	
南地区	10 南大谷	17 町田第五		玉川学園1～8丁目
		11 ・町田第三 ・山崎	18 ・町田第三 ・本町田東 ・本町田	藤の台1～3丁目、本町田
	12 南	19 ・山崎※1 ・七国山		山崎1丁目、山崎町
		20 南第一		金森4～5丁目、南町田1～5丁目
南地区	13 つくし野	21 ・南第三 ・南第四		金森1～3、6～7丁目、金森東1～4丁目
		22 ・つくし野 ・南つくし野		小川6～7丁目、つくし野1～4丁目 南つくし野1～4丁目
	14 成瀬台	23 鶴間		鶴間1～8丁目
		24 ・成瀬台 ・成瀬中央		成瀬台1～4丁目、成瀬1～4丁目 西成瀬1～3丁目、東玉川学園1～2丁目
		25 ・南第二 ・南成瀬		成瀬5～8丁目、南成瀬1～8丁目
15 南成瀬	26 小川		小川1～5丁目、成瀬が丘1～3丁目	

※1 統合時に、山崎小学校区の学区の一部を図師小学校区と七国山小学校区に分割統合

※2 統合時に、鶴川第三小学校区の学区の一部を鶴川第二小学校区と鶴川第四小学校区に分割統合

(2) 学校候補地一覧表

町田市立学校の新たな通学区域のうち、学校統廃合を契機とした新たな学校づくりを進める必要がある通学区域は以下のとおりです。

なお、学校が設置されていない候補地（学校用地を除く）は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地として「()」を付して記載しています。

①小学校

②中学校

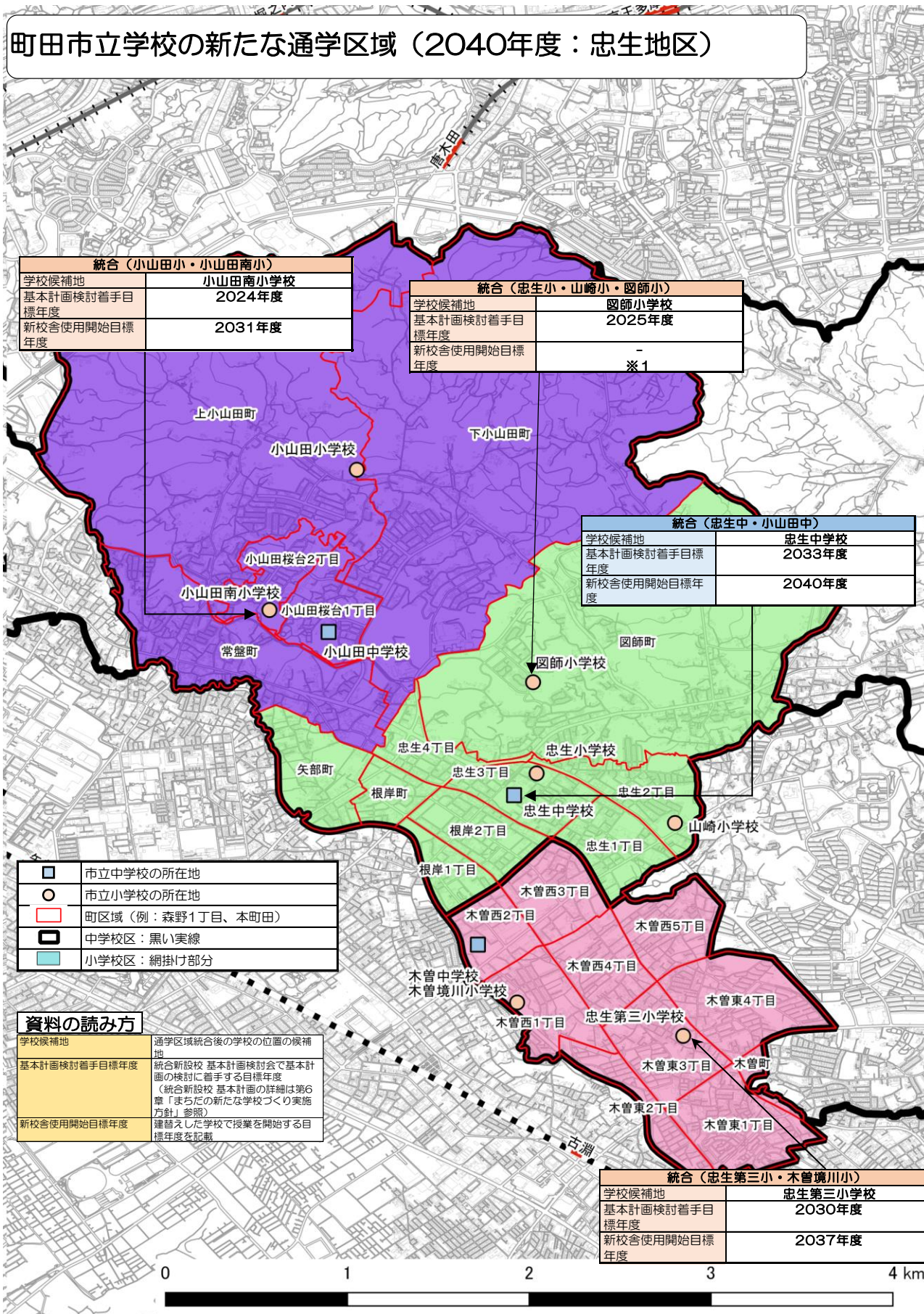
通学区域(小学校区)		学校候補地	通学区域(中学校区)		学校候補地		
堺地区	1	・相原 ・大戸	相原小学校	堺地区	1	・堺 ・武蔵岡	堺中学校
	忠生地区	2	・忠生 ・山崎※1 ・函師		函師小学校	忠生地区	2
3		・小山田 ・小山田南	小山田南小学校	鶴川地区	3		・鶴川第二 ・真光寺
4		・忠生第三 ・木曾境川	忠生第三小学校		4	・金井 ・薬師	金井中学校
鶴川地区	5	・鶴川第一 ・大蔵	鶴川第一小学校		町田地区	5	・町田第三 ・山崎
	6	・鶴川第二 ・鶴川第三※2	鶴川第二小学校				
	7	・鶴川第三※2 ・鶴川第四	鶴川第四小学校				
	8	・藤の台 ・金井	金井スポーツ広場				
町田地区	9	・町田第六 ・南大谷 ・高ヶ坂	町田第六小学校				
	10	・町田第三 ・本町田東 ・本町田	本町田東小学校				
	11	・山崎※1 ・七国山	七国山小学校				
南地区	12	・南第三 ・南第四	南第四小学校				
	13	・つくし野 ・南つくし野	つくし野セントラルパーク (つくし野小学校)				
	14	・成瀬台 ・成瀬中央	成瀬中央小学校				
	15	・南第二 ・南成瀬	南第二小学校				

※1 統合時に、山崎小学校区の学区の一部を函師小学校区と七国山小学校区に分割統合

※2 統合時に、鶴川第三小学校区の学区の一部を鶴川第二小学校区と鶴川第四小学校区に分割統合

2 町田市立学校の新たな通学区域について（各地区）

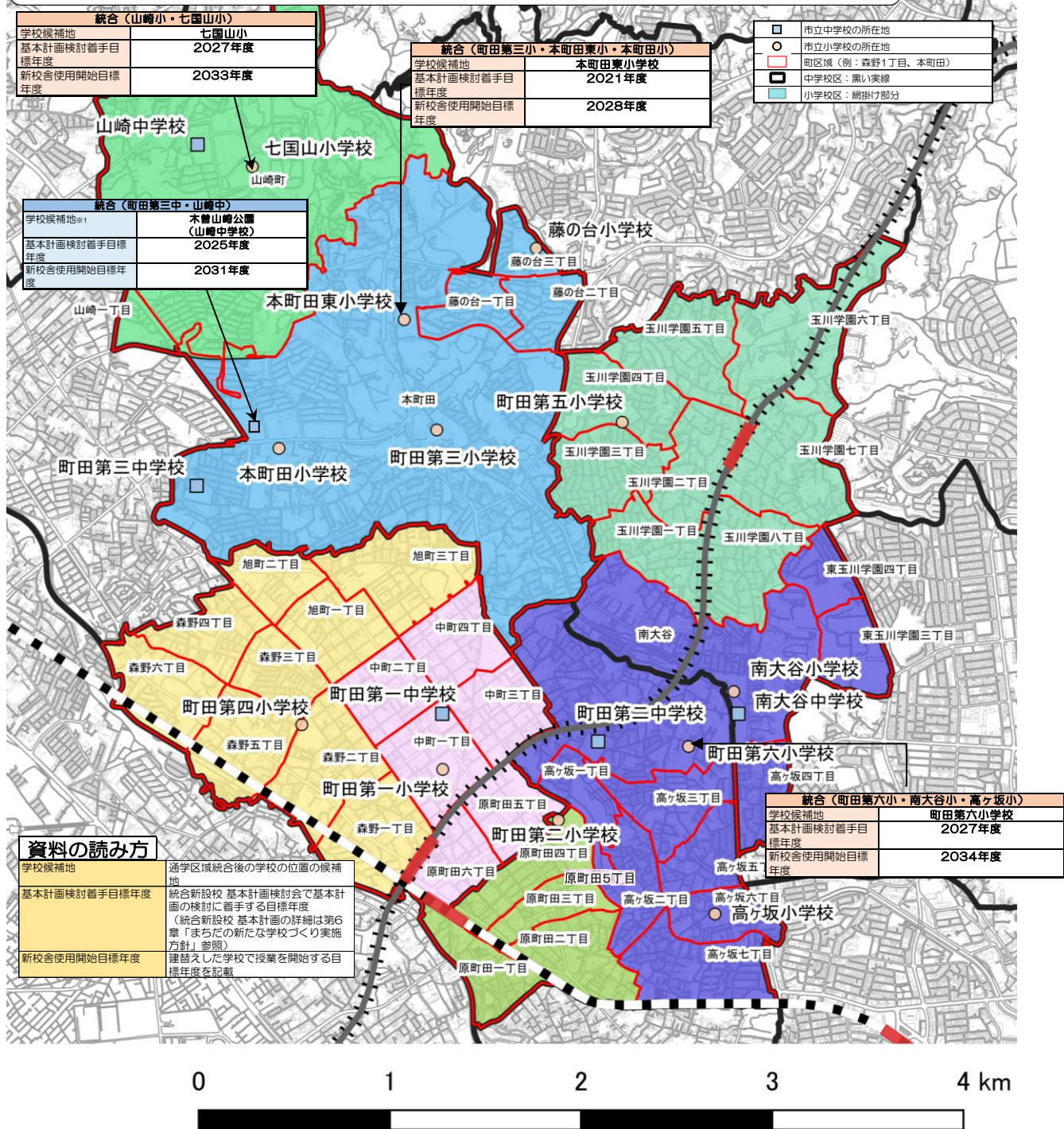
(1) 町田市立学校の新たな通学区域（2040年度：忠生地区）



※1 統合にあたって、図師小学校を増築工事で対応する想定のため「-」と記載

(2) 町田市立学校の新たな通学区域 (2040年度：町田地区)

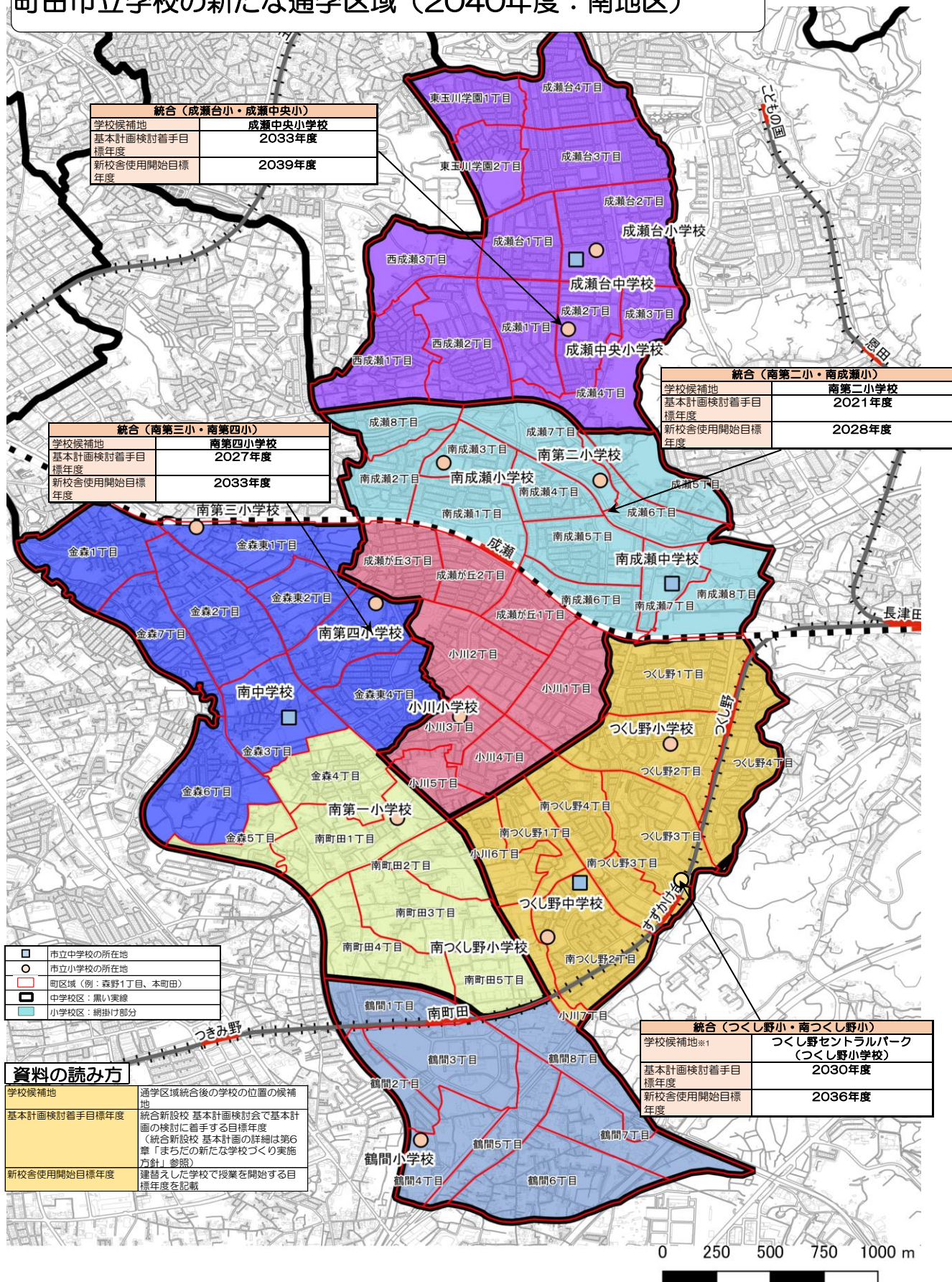
町田市立学校の新たな通学区域 (2040年度：町田地区)



※1 学校が設置されていない候補地 (学校用地を除く) は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地として「○」を付して記載。

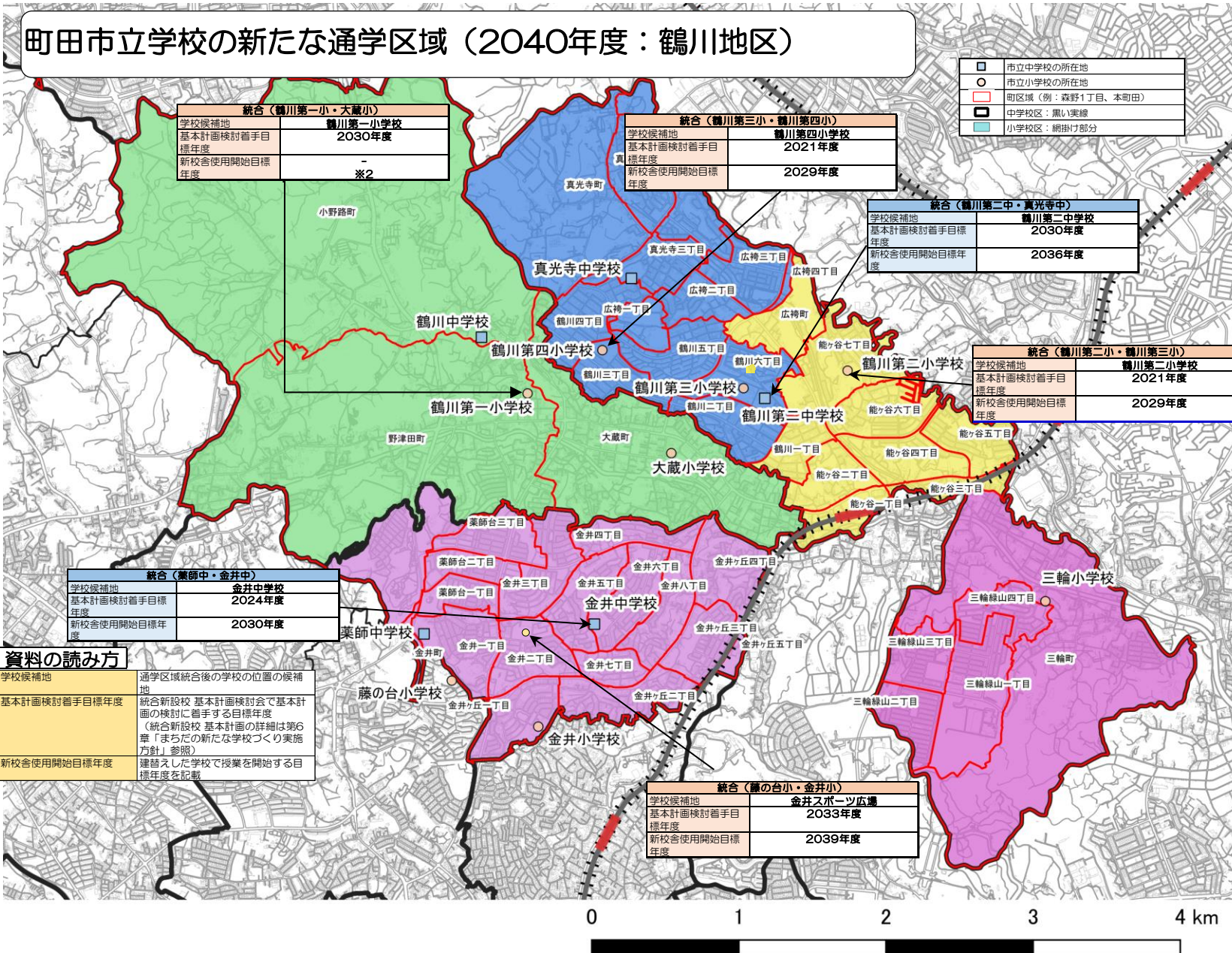
(3) 町田市立学校の新たな通学区域（2040年度：南地区）

町田市立学校の新たな通学区域（2040年度：南地区）



※1 学校が設置されていない候補地（学校用地を除く）は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地として「○」を付して記載。

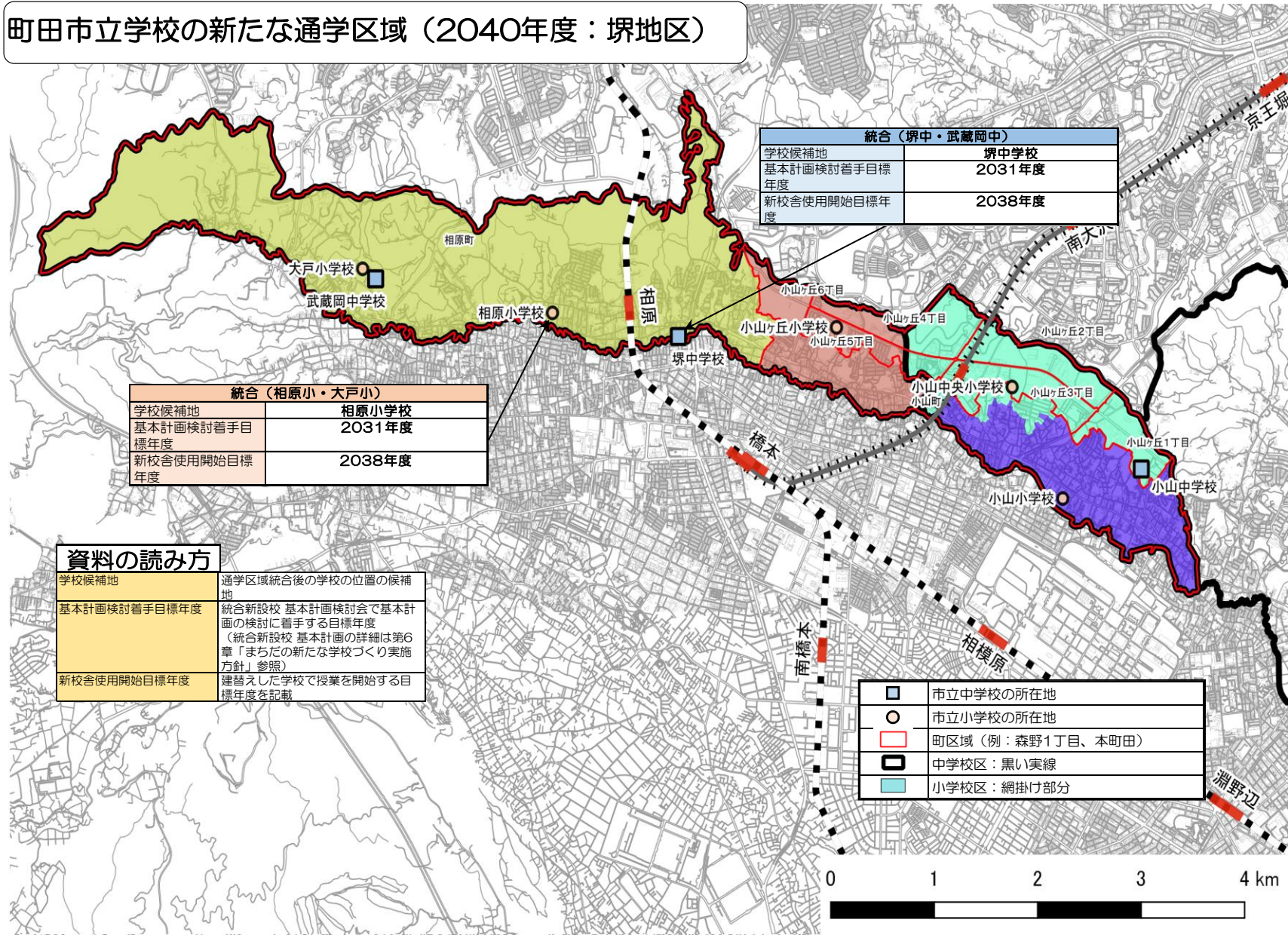
(4) 町田市立学校の新たな通学区域図(2040年度：鶴川地区)



※2 統合にあたって、鶴川第一小学校の既存校舎を活用する想定のため「-」と記載

(5) 町田市立学校の新たな通学区域 (2040年度：堺地区)

町田市立学校の新たな通学区域 (2040年度：堺地区)



3 新校舎使用開始目標年度（～2039年度）

適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを実現には、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」に定めた内容を具現化した学校施設環境の整備が重要となります。

そこで、まちだの新たな学校づくり審議会からの答申及び学校施設の老朽化の状況を踏まえて、新校舎で教育活動を開始する「新校舎使用開始目標年度」を以下のとおり定めます。

(1) 小学校

項番 ①	学校名 (候補地名) ②	学校 候補地※1 ③	基本計画検討着手 目標年度※2 ④	新校舎使用開始 目標年度※3 ⑤	(参考) 想定統合年度※4 ⑥
1	本町田東	○	2021	2028	2025
	本町田				2028
	町田第三				
2	南第二	○	2021	2028	2025
	南成瀬				
3	鶴川第二	○	2021	2029	2026
	鶴川第三※5				
4	鶴川第三※5		2021	2029	2026
	鶴川第四	○			
5	南第一	-	2022	2028	-
6	小山田		2024	2031	2031
	小山田南	○			
7	忠生		2025	-	2030
	山崎※6				※7
	函師	○			
8	町田第二	-	2025	2032	-
9	山崎※6		2027	2033	2030
	七国山	○			
10	南第三		2027	2033	2033
	南第四	○			
11	町田第六	○	2027	2034	2031
	高ヶ坂				2036
	南大谷				
12	町田第四	-	2027	2034	-
13	町田第五	-	2028	2035	-
14	鶴川第一	○	2030	-	2032
	大蔵				※8
15	つくし野	(○)	2030	2036	2036
	南つくし野				
	つくし野セントラルパーク	○			
16	忠生第三	○	2030	2037	2034
	木曾境川				
17	相原	○	2031	2038	2038
	小中一貫ゆくのき学園(大戸)				
18	町田第一	-	2031	2038	-
19	成瀬台		2033	2039	2036
	成瀬中央	○			
20	藤の台		2033	2039	2039
	金井				
	金井スポーツ広場	○			

※1 通学区域統合の検討対象となる学校の組み合わせの場合は、学校を建設する候補地に「○」を記載。なお、学校が設置されていない候補地(学校用地を除く)は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地として「○」を付して記載。計画期間において通学区域統合の検討対象とならない学校の場合は「-」と記載。

※2 統合新設校 基本計画検討会で基本計画の検討に着手する目標年度を記載(統合新設校 基本計画の詳細は第6章(P34)参照)

※3 建替えした学校で授業を開始する目標年度を記載

※4 通学区域が統合となる想定年度を記載。通学区域の統合を段階的に行う可能性がある通学区域は、2段階きで表記しています。

※5 統合時に、鶴川第三小学校区を鶴川第二小学校区と鶴川第四小学校区に分割統合

※6 統合時に、山崎小学校区を函師小学校区と七国山小学校区に分割統合

※7 統合にあたって、函師小学校を増築工事で対応する想定のため「-」と記載

※8 統合にあたって、鶴川第一小学校の既存校舎を活用する想定のため「-」と記載

(2) 中学校

項番 ①	学校名 (候補地名) ②	学校 候補地※1 ③	基本計画検討着手 目標年度※2 ④	新校舎使用開始 目標年度※3 ⑤	(参考) 想定統合年度※4 ⑥
1	薬師 金井	○	2024	2030	2027
2	町田第三 山崎 木曾山崎公園	(○) ○	2025	2031	2031
3	南成瀬	-	2025	2031※5	-
4	鶴川第二 真光寺	○	2030	2036	2036
5	南	-	2031	2037	-
6	堺 小中一貫ゆくのき学園(武蔵岡)	○	2031	2038	2038
7	忠生 小山田	○	2033	2040	2037

※1 通学区域統合の検討対象となる学校の組み合わせの場合は、学校を建設する候補地に「○」を記載。なお、学校が設置されていない候補地(学校用地を除く)は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地として「(○)」を付して記載。計画期間において通学区域統合の検討対象とならない学校の場合は「-」と記載。

※2 統合新設校 基本計画検討会で基本計画の検討に着手する目標年度を記載(統合新設校 基本計画の詳細は第6章(P34)参照)

※3 建替えした学校で授業を開始する目標年度を記載

※4 通学区域が統合となる想定年度を記載

※5 長寿命化改修工事で対応を想定

第6章 まちだの新たな学校づくり実施方針

- 1 (新たな通学区域別)「統合新設校 基本計画」の策定
- 2 (新たな通学区域別)「統合新設校 基本計画検討会」の設置
- 3 町田市新たな学校づくり推進計画の柔軟な運用

まちだの新たな学校づくり実施方針

適正規模・適正配置の推進を契機として、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正に対応しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる環境づくりを推進するために、まちだの新たな学校づくり審議会の答申を踏まえて、「まちだの新たな学校づくり実施方針」を以下のとおり定めます。

1 (新たな通学区域別)「統合新設校 基本計画」の策定

学校統廃合等を契機として町田市立小・中学校の建て替えを行う場合に、新たな通学区域を単位として、以下の検討事項で構成される新たな通学区域別の「統合新設校 基本計画」(以下「基本計画」)を策定します。

■統合新設校 基本計画の主な検討事項

- ①統合新設校の学校名や教育目標
- ②通学区域変更時の教育的配慮
- ③通学の負担軽減・安全対策
- ④廃校とする学校の歴史の継承
- ⑤新校舎建設基本計画

※建て替えのみ行う学校は、「教育目標」及び「新校舎建設基本計画」を検討

2 (新たな通学区域別)「統合新設校 基本計画検討会」の設置

基本計画の策定にあたっては、新たな通学区域内の保護者、地域、学校の代表で構成する「統合新設校 基本計画検討会」(以下「検討会」)を設置して基本計画案を検討します。

特に「教育目標」を検討するプロセスを通じて、学校に通学して学ぶ意味を踏まえて学校・地域・保護者の役割を確認します。そして、新校舎建設後の新たな学校において、学校運営協議会等を通じて学校と地域・保護者が協働して、思考力・判断力・表現力や社会性や人間関係を形成する力を育むための学校づくりを進めていきます。

(参考) 学校に通学して学ぶ意味とは…

将来の教育活動では、リモート授業や AI 等を活用して児童・生徒に個別最適化した学習内容を示すソフトウェアの普及によって、「知識の習得」は ICT を活用した教育活動が優位になっていくことが想定されます。

しかし、教育の目的が「人格の完成」であることを考えたときに、町田市では、多様な価値観を持つ児童・生徒が学校に通学することで、協働的な学習はもとより、学校生活そのものを通じて集団で話し合ったり励まし合いながら、ともに学び、ともに生活する中で、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力といった資質・能力を育むことが、学校に通学して学ぶ意味だと考えています。



この学校に通学して学ぶ意味を踏まえた新たな学校づくりを進めるために、新校舎建設を通じた「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」の具現化だけでなく、検討会での「教育目標」を検討するプロセスを通じて学校と保護者・地域の役割を確認し、協働して新たな学校づくりを進めていきます。

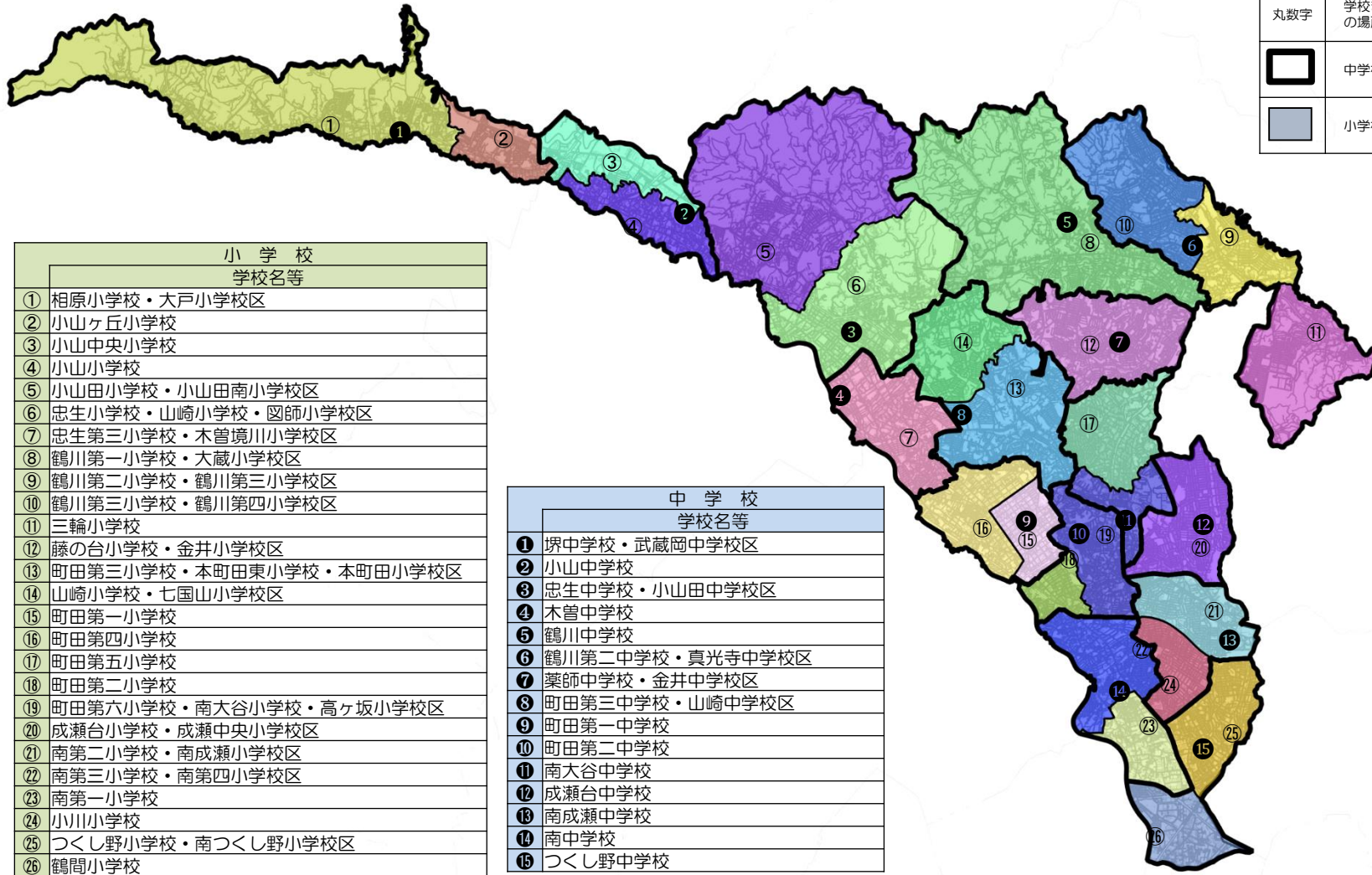
3 町田市新たな学校づくり推進計画の柔軟な運用

「町田市新たな学校づくり推進計画」(以下「推進計画」)は、2040年度に実現を目指す通学区域を示しています。

しかし、児童・生徒数が変動する場合や、より望ましい学校候補地が現れる場合があることから、今後の環境変化を踏まえて、通学区域や目標年度だけでなく、学校候補地の見直しを検討するなど推進計画の柔軟な運用を行います。

町田市立学校の新たな通学区域図（全域）

凡例	
丸数字	学校または学校候補地の場所
	中学校区
	小学校区



小学校	
学校名等	
①	相原小学校・大戸小学校区
②	小山ヶ丘小学校
③	小山中央小学校
④	小山小学校
⑤	小山田小学校・小山田南小学校区
⑥	忠生小学校・山崎小学校・函師小学校区
⑦	忠生第三小学校・木曾境川小学校区
⑧	鶴川第一小学校・大蔵小学校区
⑨	鶴川第二小学校・鶴川第三小学校区
⑩	鶴川第三小学校・鶴川第四小学校区
⑪	三輪小学校
⑫	藤の台小学校・金井小学校区
⑬	町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校区
⑭	山崎小学校・七国山小学校区
⑮	町田第一小学校
⑯	町田第四小学校
⑰	町田第五小学校
⑱	町田第二小学校
⑲	町田第六小学校・南大谷小学校・高ヶ坂小学校区
⑳	成瀬台小学校・成瀬中央小学校区
㉑	南第二小学校・南成瀬小学校区
㉒	南第三小学校・南第四小学校区
㉓	南第一小学校
㉔	小川小学校
㉕	つくし野小学校・南つくし野小学校区
㉖	鶴間小学校

中学校	
学校名等	
①	堺中学校・武蔵岡中学校区
②	小山中学校
③	忠生中学校・小山田中学校区
④	木曾中学校
⑤	鶴川中学校
⑥	鶴川第二中学校・真光寺中学校区
⑦	薬師中学校・金井中学校区
⑧	町田第三中学校・山崎中学校区
⑨	町田第一中学校
⑩	町田第二中学校
⑪	南大谷中学校
⑫	成瀬台中学校
⑬	南成瀬中学校
⑭	南中学校
⑮	つくし野中学校

学校名等…学校名または学校候補地の学区名



町田市新たな学校づくり推進計画
～夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てるために～
2021年5月発行

【編集・発行】 町田市教育委員会学校教育部教育総務課
〒194-8520
町田市森野 2-2-22
電話 042-722-3111（代表）

【刊行物番号】 21-10

〔市内印刷〕